

大阪府新型コロナウイルス感染症重点医療機関等
設備整備事業補助金交付要領

(目的)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するための必要な設備整備を支援することにより、医療提供体制の充実を図るため、予算の定めるところにより、大阪府新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 大阪府内に所在する医療機関であって、大阪府新型コロナウイルス対策本部長より新型コロナウイルス患者受入病床の確保要請されている医療機関のうち、大阪府知事（以下「知事」という。）が適当と認めるものとする。

(補助対象及び交付額)

第3条 補助金交付の対象となる経費及びその交付額は、別表に定める基準により算出した額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項による申請書（様式第1号）は、知事の定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式第2号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第3号）
- (3) 口座振替依頼書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第8号）
- (5) 見積書
- (6) カタログ等仕様のわかる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした設置者に交付決定通知書により通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費として、交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、第 13 条に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業者に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、(様式第 5 号) により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

- 2 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の 20%以内の変更とする。
- 3 規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の 20%以内の減額とする。
- 4 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、変更交付申請書(様式第 6 号)に関連書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

(補助申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第 7 条の通知を受けた日から起算して 10 日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第 8 条 補助金は、第 11 条の規定による補助金の確定後交付するものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条の規定による報告は、実績報告書(様式第 7 号)に関係書類を添付して、補助事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)の翌日から起算して 30 日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の

4月30日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(検査等)

第10条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 知事は、第9条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

5 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(取得財産の処分制限)

第13条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

(書類の保存)

第14条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(補助事業に係る措置)

第 15 条 知事は、本事業を効果的に運営するため、補助事業者において実施する事業又は実施した事業について情報の提供を求めるとともに、効果検証のための実績調査等、必要な措置を講じるものとする。

(細則の制定)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 10 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 25 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補助金交付基準

大阪府新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に伴う補助金交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該事業に要する事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 超音波画像診断装置 11,000,000円(1台あたり)	高度かつ適切な医療を提供するための設備を購入するために必要な使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10
(2) 血液浄化装置 6,600,000円(1台あたり)		
(3) 気管支鏡 5,500,000円(1台あたり)		
(4) CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 66,000,000円(1台あたり)		
(5) 生体情報モニタ 1,100,000円(1台あたり)		
(6) 分娩監視装置 2,200,000円(1台あたり)		
(7) 新生児モニタ 1,100,000円(1台あたり)		